



Title	第1章 ノルウェー・サーミの概況
Author(s)	小内, 透
Citation	「調査と社会理論」研究報告書, 29, 13-40
Issue Date	2013-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/52400
Type	departmental bulletin paper
File Information	AN00075302_29_1.pdf



第1章 ノルウェー・サーミの概況

小内 透 | 北海道大学大学院教育学研究院教授
北海道大学アイヌ・先住民研究センター兼務教員

第1節 ノルウェーとサーミ

ノルウェー王国の面積は385,186.3km²で日本（377,950km²）よりやや広く、人口は4,985,870人で日本（約1億2773万人）の4％に満たない（2012年現在）。1969年に北海油田が発見されて以降、油田・ガス田の開発が進み、世界第2位の天然ガスの純輸出国、第7位の石油輸出国となり、石油・ガス産業が国庫収入の3分の1を占めている（2008年現在）。石油関連企業で働く人は約14万人にのぼり、石油産業は他の産業にも大きな波及効果をもたらしている¹⁾。その結果、2011年現在、一人当たりGDPは、世界第3位の高さを実現している²⁾。

一方、サーミはトナカイの放牧で知られる先住民族で、おもにかつてラップランド、現在サップミ（Sápmi）と呼ばれる、ノルウェー、スウェーデン、フィンランドの北部とロシアに属するコラ半島に居住している（図1-1）。サーミの総人口の正確な数字はつかめないものの、ソルバック（Solbakk）によれば、50,000～70,000人とされる。国別にみると、ノルウェーに居住するサーミが40,000人、うちサーミ語話者25,000人、トナカイ飼育関係者3,000人、スウェーデンのサーミが20,000人、うち8,000人がサーミ語話者、2,700人がトナカイ飼育業従事者、フィンランドのサーミが7,500人、うち半数がトナカイ関係者、2,400人がサーミ語話者、そしてロシアのサーミが2,000人となる（Solbakk ed. 2006: 15-6; Rasmussen and Nolan 2011: 37）。かつては、トナカイ飼育を行うサーミが多かったが、今では少数派になっている。

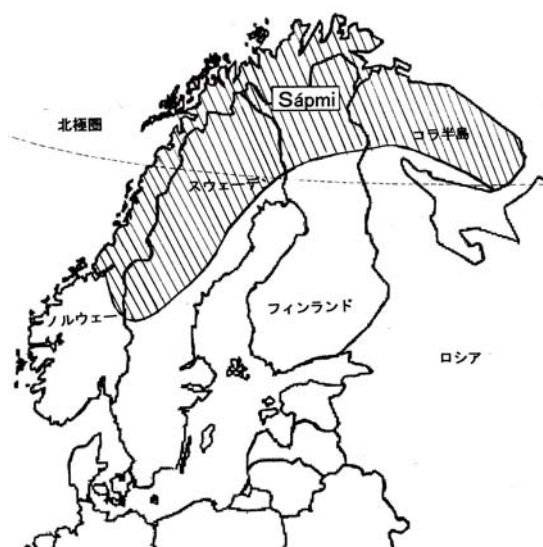


図1-1 サーミ居住地域＝サップミ（Sápmi）

サーミ固有の言語であるサーミ語は、ノルウェー、スウェーデン、フィンランドで公用語として認められている。サーミ語には東部サーミ語群に属するテル、キルデン、アッカラ（現在は話者が皆無になっている）、スコルト、イナリ、中央サーミ語群に属する北サーミ、ルレ、ピテ、南部サーミ語群に属するウメ、南サーミの10の方言がある。互いに、似通ったものもあれば、会話が通じないものもある。それぞれの方言の話者数は明確でないものの、ラスムッセン（Rasmussen）とノラン（Nolan）は、様々な報告からそれぞれの方言の話者数をまとめている（Rasmussen and Nolan 2011: 37）。それによれば、表1－1のように、北サーミ語が主流であることは間違いない。その傾向は、ノルウェーでとくに強くなっている。しかし、かつてサーミ語の使用が禁止されたこともあり、サーミ語を使用できないサーミも少なくない。ノルウェーのサーミ議会は、近年、サーミ語の普及に力を入れている。

言語グループ	言語	国	話者数
東部サーミ語群	テル・サーミ語	ロシア	30
	キルデン・サーミ語	ロシア	500～600
	アッカラ・サーミ語	ロシア	0
	スコルト・サーミ語	ロシア	20～30
		フィンランド ノルウェー	400 10
中央サーミ語群	イナリ・サーミ語	フィンランド	300
	北サーミ語	フィンランド	1,500～2,000
		スウェーデン	5～7,000
		ノルウェー	20～23,000
	ルレ・サーミ語	スウェーデン ノルウェー	5～600 5～600
南部サーミ語群	ピテ・サーミ語	スウェーデン ノルウェー	20 0
	ウメ・サーミ語	スウェーデン ノルウェー	20 0
		スウェーデン ノルウェー	2～500 2～500
	南サーミ語	スウェーデン ノルウェー	2～500 2～500

出典：Rasmussen and Nolan (2011:37) より引用。

第2節 サーミの歴史³⁾

第1項 国民国家形成以前（～12世紀）

サーミは、それぞれの国家が形成される以前から当地で生活を営んでいた。しかし、その起源は必ずしも明確ではない。約1万年前、氷が溶けてノルウェーの海岸線が現れ、ドイツ北部の森林（今は平原になっている）から野生のトナカイがスカンジナビア氷河に向かって北上し、それを追ってトナカイ猟師たちがこの地にやってきた。しかし、それがサーミの祖先だったかどうかはわからない。

その後、ウラル山脈からシベリアを渡って来た民族がサーミの祖先で、反対に東に進んでサハリンや北海道に住むようになったのがアイヌの祖先だとする見方もある（武田 1995: 170-1）。アルタの近郊にコムサ文化が栄えており、その担い手がサーミの祖先だとする説もある（ステーネシェン・リーベク 2005: 2）。最近では、DNAの分析をもとに、スペインがあるイベリア半島から移動して来た可能性が高いとの研究結果も現れ、スジャビク（Sjåvik）がまとめた『ノルウェーの歴史事典』（2008年）ではこの説が採用されている（Sjåvik 2008）。

だが、いずれにしても、サーミは北欧の国が形成される以前から生活していたことは間違いない。起源がはっきりしないこともあり、かつては先住民族としてみなせないとの議論があった。しかし、

今では先住民族としての地位に異論をはさむ者はいない。

1世紀頃になると、ヨーロッパの文献にサーミの祖先と推測されるフェンニ、フィンノイと呼ばれる人々が現れるようになる。それらの文献によれば、サーミは狩猟や交易のために訪れる異郷者と接触していたと推測できる。3、4世紀には、サーミが古代ノルド人（スカンジナビア人）と接触していたことが知られている。

872年にハラルド1世が南ノルウェーを統一、ノルウェー王国を建設し、862年にロシアのノブゴロド公国がノルマン人のリューリクにより建設され、サーミ居住地は両者の間に位置することになる。そして、1000年頃から、東西からの貿易税の徴収とキリスト教への改宗の圧力を受けるようになった。1100年頃には、サーミ税（一種の平和保障税）とサーミ通商がノルウェー国王の権利となっている。

第2項 国民国家への包摂期（13世紀～1800年代半ば）

13世紀に入ると、スカンジナビアで次第に国民国家が形成され始め、サーミもそれに包摂されるようになった。

まず、1251年、ノルウェーとノブゴロド公国で国境に関する曖昧な協定が結ばれ、1323年には国境が正確に特定された。しかし、1326年からサーミはノルウェーとノブゴロド公国の協定により、どちらからも徴税されるようになった。1397年には、デンマーク、ノルウェー、スウェーデンはカルマル同盟＝連合国家を形成した。この頃から、サーミのトナカイ飼育が始まり、1500年代にはスウェーデンのサーミによるトナカイ飼育が広範に普及した。

1523年、スウェーデン王国がカルマル同盟から離脱し、グスタフ・バーサが国王となり、「国民的」統合と宗教改革を進めた。これがスウェーデンの近代国家の始まりとなった。1526年、バーサは書状の中でサーミをスウェーデン法とサーミの慣習法にしたがって取り扱う旨、定めた。さらに、バーサは1550年頃から、サーミが集住するスカンジナビア半島北東部のフィンマルク地域を直接支配に乗り出し、翌1551年には、バーサが「すべての使用されていない土地は神、われらそしてスウェーデン国王に属す」と宣言した。

それに刺激され、1536年からデンマークの支配下におかれていたノルウェーもフィンマルク地域への勢力拡大を始めた。1595年には、スウェーデンとロシアの国境が引かれ、それ以後、フィンマルク地方をめぐる、デンマーク・ノルウェー（デンマーク支配下のノルウェー）、スウェーデン、ロシアの勢力争いが進んだ。その結果、1613年には、デンマーク・ノルウェーが西部沿岸部を支配下におさめ、スウェーデンは内陸部にとどまることになった。ロシアはフィンマルク東部沿岸にまで及び、17世紀初めにはサーミの地は余すところなく3勢力の支配下におかれることになった。フィンマルクでは二重、三重に徴税される地域もあったといわれる。

にもかかわらず、サーミは1700年代からデンマーク・ノルウェー、スウェーデンおよびロシアのコラ半島西部におよぶ広範囲の地帯でトナカイの遊牧飼育を行うようになった。そのため、1751年にデンマーク・ノルウェーとスウェーデンの北部の国境が画定し、フィンマルクの大部分は前者に帰属することになった（ストロムスタッド条約）ものの、国境でサーミの生活や移動を妨げないとの追加条項が設けられた。

1809年、フィンマルク地域の一部（現在のフィンランドにあたる地域）がスウェーデンからロシ

ア側に割譲されて以降、ノルウェーは安全保障の観点から人口希薄であったサーミの土地へノルウェー人の入植を推進した。1814年デンマークから独立したノルウェーは、国の政治的基盤が脆弱だったため、同年、スウェーデンとの同君連合（ノルウェーとスウェーデンの君主が同一だった）を結んだ。そのうえで、1826年、ロシアとの間で白海沿岸部の国境を確定した。その間、1820年頃からスウェーデンでは、サーミの土地に関する土地登記作業が開始され、1920年まで続けられた。

このように、国民国家の形成にともない、サーミはそれぞれの国民として位置づけられるようになった。

第3項 国民への同化期（1800年代半ば～1940年代）

1800年代半ば以降、サーミは国民国家に形式的に包摂されるだけでなく、国民としての実質的な同化が進んだ。それは、ノルウェーの場合、学校教育を通じた積極的な同化政策として展開された。

まず、1837年に、地方自治体が職員および教師にノルウェー人のみを採用することが法によって可能になり、ノルウェー語の使用が進められることになった。これが、同化政策の開始とされる。当時は、サーミ語を用いて教授する学校もあり、そのための教員養成を行う場もあった。しかし、1851年にはサーミ語を用いる学校でもノルウェー語が機能するようにとの命令が下されることになった。そして、1889年には、ついに学校の授業は多数派の言語＝ノルウェー語で行われることが定められた。この措置は、1963年まで続いた。1898年には、サーミ地方における学校でのサーミ語の使用が禁止され、ノルウェー人教師の採用を奨励することになった。そして、1905年、従来、ノルウェー語に対する補助語として使用されていたサーミ語が教育から完全に姿を消したのである。こうして、学校教育における同化政策が完成した。

学校教育を通じた同化とともに、土地所有を通じたサーミに対する抑圧も進んだ。1862年、ノルウェー政府は、フィンマルクのサーミに土地と水の使用権を認めた。しかし、所有権を認めたわけではなく、翌1863年、ノルウェーの未登記の土地は無主地であるとされ、王領地＝国有地となった。そのうえで、1864年には、国有地を取得する場合、ノルウェー語話者に優先権を与える法律を制定した。さらに、1902年、ノルウェーはフィンマルクにおいて土地を購入する条件としてノルウェー語の読み書き能力を加えたり、1913年から利用価値のもっとも高い土地がノルウェー人入植者に配分されたりするようになった。

トナカイ飼育に必要な放牧にともなう土地の利用や移動についても徐々に自由が奪われていった。1852年に、ノルウェーのフィンマルク地方とロシア・フィンランドの国境がロシア側により閉鎖され、ノルウェー、フィンランド間でトナカイ放牧および漁業を目的とした国境間移動が禁止された。これは、トナカイ放牧で移動生活をしていたトナカイ・サーミに打撃を与えた。一方、1883年にノルウェーとスウェーデンの間で共同ラップ法が制定された時には、トナカイ放牧のための国境線の通過の自由が保障された。ただし、ノルウェーとフィンランドとの間の移動は禁止されたままであり、1889年にはフィンランドとスウェーデンの間の国境も閉鎖された。そのうえ、1894年には、トナカイ飼育区がノルウェーの国王令により設置された。これは、入植者へのトナカイによる被害の連帯保証が課せられる地域的範囲を決めるためのものであった。そして、1933年には、トナカイ飼育区の改正により、非サーミの定住者に土地を譲るべきという考え方が導入されるまでになった。

同化と抑圧の積極的な展開は、サーミ自身による抵抗を生み出すことになった。もっとも早い段

階で生じたのが、1852年のカウトケイノの反逆である。ノルウェー商人の搾取と地方自治体の課税強化が原因とされ、サーミによってノルウェー商人と行政官が命を落とした事件である。事件は首謀者が処刑され、幕を閉じた。

1873年には、同化政策への抵抗としてサーミ新聞（Muittalægje）が発刊された。これは長続きせず、1875年で廃刊となった。しかし、1898年には、サーミ新聞（Nuorttanaste）が発刊されサーミ運動の展開にとって大きな力を発揮した。1904年には、アンデルス・ラルセン（Anders Larsen）がサーミ語新聞を発刊し、サーミ文化の擁護を訴えた雑誌（Sagai Muittalægje）も発刊された。これらは、サーミに対する同化と抑圧に対抗してサーミ語やサーミ文化を維持しようとするメディアを通じた営みであった。

サーミの組織化も進んだ。1903年には、ノルウェーにおける最初のサーミの地域組織がラルセン兄弟により設立され、1906年以降各地にサーミ組織が生まれた。この年には、現在サーミの民族歌とされる「サーミ族の歌」の作詞者イサク・サバ（Isak Saba）が国会議員になっている。1910年には、各地のサーミ組織が参加するサーミ大会が開催され、エルサ・ラウラ（Elsa Laula）が初めてのサーミ女性組織・ブルスカンケン・サーミ女性リーグ（Brurskanken Sámi Women's League）を結成した。

サーミの組織化とサーミの運動は、1917年、ノルウェーで初めてのサーミの全国大会で最高潮を迎えた。トロンハイムで開催され、スウェーデンからも代表を迎えた。この大会の開会の辞で、エルサ・ラウラは「サーミは一つの民族」であると高らかに宣言した。

しかし、1920年代半ばには、サーミ民族運動はめばしい成果を得られないまま急速に勢いが衰え、サーミ語雑誌も多くが消滅した。サーミ民族運動の再建は、第二次世界大戦後まで待たねばならなかった。

第4項 先住民族運動展開期（1945年～1986年）

第二次世界大戦が終わると、サーミ自身の組織化が再び始まった。1947年にノルウェー・トナカイ飼育サーミ全国協会、1948年にオスロ・サーミ協会、サーミトナカイ飼育者協会などが設立された。しばらくしてから、フィンマルク地方でも、サーミの組織化が進み、1956年にカラショーク・サーミ協会、1963年にカウトケイノ・サーミ協会が結成されている。1968年には、オスロ・サーミ協会とフィンマルク地方の4つのサーミ協会が合併し、ノルウェー・サーミ協会が誕生した。これは、サーミにとっての1つの画期とされている。しかし、統一組織の下へ、サーミの人々を完全に包摂することには成功しなかった。

同時に、ノルウェー政府自らが戦前のサーミに対する同化と抑圧の政策を転換するようになった。1947年に、王の勅令により「学校および教育に関する調停委員会」が結成され、そこでサーミの教育も検討されることになったのが始まりである。翌年、同委員会は「サーミの学校および教育の問題」と題するレポートをまとめた。そこには、戦前に行われたサーミに対する教育政策を転換する必要性が示唆されていた。そして、1956年に教会・教育省が設置したサーミ問題を調査するための委員会が、1959年に提出した報告書に同化政策を完全に廃止する提言を盛り込んだ。報告書が出された年には、小学校に関する教育法でサーミ語が学校での補助的な教授言語として認められている。

さらに、1967年にはサーミ語が基礎教育へ導入され、小学校でサーミ語を第一言語として選択することが可能になった。実際、カラショークとカウトケイノの小学校で初心者およびノルウェー人

に対する外国語としてのサーミ語プログラムが導入された。そして、1985年の法律の制定によりサーミの教授方法とサーミ語で教える道が開かれるまでになった。

学校教育における同化政策の転換は、基礎教育だけでなく、高等教育や中等教育でも進んだ。高等教育の見直しは、第二次世界大戦後まもなく、始まった。1948年にトロムソ教育大学がサーミ語教師の養成を再開し、オスロ大学がサーミ研究のコースを設置した。1970年代に入ると、1973年に北欧評議会の財政支援をうけ、カウトケイノに北欧サーミ研究所が設立された。その翌年、1974年にはアルタ教員養成カレッジが開設され、1989年にはサーミ大学へ移管されている。

一方、中等教育の動きは、1958年から始まった。同年、カウトケイノに職業学校ができ、1976年にサーミ高校（カウトケイノ・アッパー・セカンダリースクール）に再編されている。1969年には、カラショークにサーミ語によるシックススフォーム（高校）が設立され、のちにサーミ高校（カラショーク・アッパー・セカンダリースクール）に編成替えされた。

この間、1975年にはカウトケイノに教育省に対する諮問委員会としてサーミ教育評議会が設立され、サーミ教育に必要な専門的な検討が行われるようになっていく。

サーミに対する同化や抑圧の見直しは、学校教育だけにとどまらなかった。まず、1953年に、ノルウェー・フィンマルク県行政府によりサーミ評議会が設置され、1964年にはノルウェー政府が、サーミ問題の諮問機関としてノルウェー・サーミ評議会を発足させた。いずれも、サーミの同化・抑圧を基本とした従来の政策を転換させる方向で、サーミ問題を幅広く検討するものであった。

後者のノルウェー・サーミ評議会は、その後、サーミに関わる各種補助金を分配する役割も担うようになった。1975年に農業省の予算としてサーミ居住地域のビジネスと諸活動を促進するためにサーミ開発基金が開設され、1980年から地方省およびサーミ評議会の管轄へと変更された（この権限は、のちにサーミ議会に移行することになる）。

この時期、ノルウェー国内でサーミに対する同化や抑圧の見直しが進むと同時に、サーミ自身の組織化が国境を越える形で進展した。

1953年の第1回北欧サーミ会議の開催がその始まりだった。これは、フィンランドのサーミ文化協会、スウェーデンのサーミ・エトナンの呼びかけにより、ノルウェー・スウェーデン・フィンランドのサーミの代表がスウェーデンのヨックモックに集まった。その後、ほぼ3年に一度3国のいずれかを会場にして開催されている。1956年には、北欧サーミ評議会が、北欧サーミ会議で選出された評議員から構成される形で設立された。同評議会は、サーミ会議の事務局という性格をもち、フィンランドのウツヨキに常設されている。サーミ会議は、1971年にはサーミ文化政策綱領を制定し、1981年にはサーミ評議会がサーミ政治プログラムを採択している。1986年には、民族旗、民族歌の制定、のちに民族記念日（2月6日）制定、サーミ環境プログラムの採択などを実現している。1992年からは、ロシアのサーミの代表もサーミ評議会に参加している。

レトラ（Lehtola）は、第1回北欧サーミ会議の重要性を「1953年がサーミの現代史の画期」という表現で説明している（Lehtola 2004: 60）。

国境をこえるサーミの統一的な運動は、言語の統一性の必要性をもたらし、1979年には、北サーミ語統一正書法が決定された。言語が統一されると、1983年には北欧3国のラジオ局共同で一般向けサーミ語通信講座 Davvin、1985年にはサーミ向けの講座 Sámásが開始された。1986年にはサーミ語の総合雑誌 Sápmiの発行が開始された（1990年時点で中断）。サーミラジオ自体は、すでに

1976年にNRK (Norwegian Broadcasting Corporation) としてノルウェーで設立されていたが、サーミ語の統一によって、国境を越えて展開されることにつながった (庄司 1991: 890-1)。

サーミの運動は、1970年代に入ると、他の先住民運動との連携を志向するようになった。それを象徴するのが、1973年にコペンハーゲンで開催された北方民族会議 (Arctic Peoples Conference) である。この会議は、グリーンランド、北カナダの先住民 (イヌイト) とともにサーミが開催したもので、先住少数民族の土地や水に対する権利や生存権を表明するとともに、世界先住民民族評議会の結成を決定した。ジェントフト (Jentoft)、ミンデ (Minde)、ニルセン (Nilsen) は、この会議を北方先住民族による国際活動の始まりとしている (Jentoft, Minde and Nilsen eds. 2003: 25)。

1975年には、北方民族会議を構成するイヌイトとサーミが世界先住民民族評議会 (WCIP) を組織し、翌1976年にサーミ評議会が正式に加盟している。同評議会は、後に国連の先住民作業部会への諮問資格をもつようになった (ただし、1993年の会議を最後に現在は活動していない)。

以上みてきた、ノルウェー政府によるサーミ復権に向けた政策の推進、サーミ運動の国際的な高揚、サーミによる先住民運動の牽引の動きにさらに強いインパクトを与えたのは、サーミの権利に関する2つの判決とアルタダム反対運動であった。

サーミの権利に関する判決は、1968年に出された2つの案件に関するものである。1つは、ノルウェーのアルトバン (Altevatn) 湖の電源開発により国境を越えたトナカイ飼育と漁業ができなくなったスウェーデン・サーミの損害賠償請求をノルウェー最高裁が認めた判決である。もう1つは、ブレッケン (Brekken) 判決で、これも同様な結論を出している。この2つの判決によって、長い歴史をもつサーミによる国境を越えたトナカイ飼育で広範な土地が利用されることが認められた。そのため、この2つの判決がサーミの権利の発展についての分岐点とされる。事実、これ以後、スウェーデンの「税山地」に関する1981年の最高裁判決では、サーミの土地所有権は否定されたものの、「超記憶的時効」にもとづいて土地所有権を取得する可能性を認めることにつながった⁴⁾。同様に、ノルウェーでも2001年に最高裁判決で「超記憶的使用」にもとづく権利取得の考えにより、サーミの土地所有権を承認する判断が出された。

だが、これ以上に大きなインパクトを与えたのは、フィンマルク地方におけるアルタダム建設反対運動であった。アルタダム建設計画は、1970年代後半になって表面化した。1977年には、アルタダム建設反対運動団体が結成された。当初、この運動は環境破壊に対する反対運動とみられていたが、1979年にノルウェー政府のアルタダム建設計画に抗議して7人のサーミ青年がオスロの国会議事堂前に遊牧用テントを立てハンストを行ったことにより、サーミの復権をめざす運動へ発展していった。

この事件をきっかけに、翌1980年には、ノルウェー政府はアルタ事件係争中であるにもかかわらず、サーミの権利調査委員会を設置することになった。サーミ権利調査委員会はサーミの土地や水に関する権利について議論し必要な結論を出すよう命じられた。これと同時に、ノルウェー国王の王令によりサーミ文化委員会も設立された。

それでも、ノルウェー政府はアルタダム建設を断念しなかった。1982年には、アルタダム建設地に集まったサーミ・国内外の人権保護団体・環境保護団体の関係者たちをノルウェー政府が実力で排除した。この日は、「サーミの歴史で最も寒さの厳しかった日」「ノルウェーの歴史が最も冷え込んだ日」とされ、多くの人々に強烈な印象を残した (葛野 2007: 217)。その後、1984年にサーミ

の権利調査委員会が、サーミ議会の設置とサーミの文化・言語・社会の存続・発展を保証するための立法措置を求める報告書を提出することになった。アルタダム建設反対運動は、サーミの復権だけでなく、世界の先住民運動を推進させる上で、大きな影響を与えたといえる。

第5項 先住民族の復権期（1987年～）

アルタダムの建設は阻止できず、1987年に操業が開始された。同じ年、サーミの権利調査委員会の報告書による提言にもとづいて、「サーミ議会およびサーミの諸権利に関する法律」（サーミ法）が成立し、サーミが先住民族として事実上認められた。これにより、ノルウェーは、ノルウェー人とサーミから構成されることが明確になった。同時に、「サーミ語法」が成立し、サーミ語とノルウェー語が同等な地位にあることが確認された。そして、翌年、最終的にノルウェー王国基本法（憲法）に「サーミの民族集団がその言語、文化、生活様式を維持・発展させることができるよう諸権利に関する条件を整えることを国家機関の責務とする」という条文（第110条のa）が追加されたのである。

1987年のサーミ法にもとづいて、1989年にはノルウェーのサーミ議会が発足した。サーミ議会議員は、ノルウェー国会議員選挙と同じ日に直接投票で選ばれ、第1回サーミ議会はノルウェー国王・オラフ5世の宣言により開会した。1990年にはサーミ語の公用語化に関する法律が制定され、1992年にサーミ語の行政地域（カラショーク、カウトケイノ、ネッセビー、ポルサンデル、ターナ、ケフィヨルドが含まれる）に適用される形で発効した。

国内におけるサーミ復権の動きは、1990年、ノルウェーがILO第169号条約の最初の批准国になることにつながった。ILO第169号条約は、土地や自然資源の所有や利用に関する先住民族の権利の保障を批准国に求める内容を含んでいた。そのため、条約の批准を機に、サーミの復権はさらに本格的に進むことになった。1997年に、サーミの権利調査委員会が報告書『サーミ文化の自然的基盤』を提出し、これにもとづいて、2005年にはフィンマルク法が成立した。フィンマルク法によって、フィンマルク県のサーミその他の住民に土地と水の使用の権利が与えられた。同法のもと、デンマークよりも広い地域の所有権が国からフィンマルク県へと移譲された⁵⁾。

ILO第169号条約の批准以降、サーミ議会の権限も増大した。1999年に、サーミ教育評議会が宗教および教育省からサーミ議会へ移管され、2000年にはサーミ教育の権限がサーミ議会へ移管された。

この間、学校教育の領域でもサーミの復権は確実に進んだ。1995年に、「デイ・ケア・センター法」が制定され、サーミの幼児たちにサーミ語とサーミ文化が提供されることになった。また、1997年には、ノルウェー人とサーミ用の2つのナショナル・カリキュラムが初めて導入された。これにより、サーミの教育は新たな段階に入ったといえる。

一方、高等教育の分野では、1989年にカウトケイノにサーミ大学（サーミ・ユニバーシティ・カレッジ）が創設された。サーミ大学ではサーミ語による教育が行われ、サーミ語の教員養成も取り組まれている。1990年にはトロムソ大学にサーミ研究センターが設置されている。

以上のように、サーミの復権は、急速かつ確実に進み、国際的な先住民族の運動に大きな影響を与えるに至っている。

第3節 サミー支援地域の概況

すでに述べたように、ノルウェーに居住するサーミは40,000人、うちサーミ語話者が25,000人とされる。しかし、これは、サーミの正確な数ではない。サーミの数を把握する統計は存在しない。そのかわり、2006年から「サーミ開発基金の対象地域」(S U F : Samisk utviklingsfond) のデータを、サーミ統計として公表するようになった。同地域は、2009年にサーミ開発基金の名称が変更されたことにより、「事業開発のためのサーミ議会補助金スキーム地域」(S T N : Sametingets tilskuddsordninger til næringsutvikling) (以下、サーミ支援地域と略す)とされるようになった(Statistics Norway 2010)。

したがって、サーミ統計とは、いわばサーミ支援地域の統計である。そこには、当然、サーミではない住民の姿も反映されている。また、同地域に指定されているのは、ノルウェー北部のフィンマルク県、トロムス県、ヌールラン県北部のみである(図1-2)。しかし、サーミはオスロなど



図1-2 ノルウェー・スウェーデン・フィンランドの行政区分

ノルウェーの南部地域にも少なからず居住している。つまり、二重の意味で、サーミ統計はサーミの実態を反映していないといえる。このような弱点がありながらも、サーミに関わるデータとしてはこの統計がもっとも信頼できるデータであることは否定できない。

そのため、ここでは、同統計にもとづいて、サーミ支援地域の実態を把握することをとおして、ノルウェー・サーミの全体的特徴を浮き彫りにしよう（Statistics Norway 2010）。

サーミ支援地域は、表1－2のように、制度発足以来、次第に拡大してきた。1976年にフィンマルク県の5自治体のみだったものが、2009年にはフィンマルク県13自治体（うち5自治体が部分指定。以下同様）、トロムス県9自治体（2）、ヌールラン県4自治体（3）、あわせて26自治体にまで拡大している。半数がフィンマルク県の自治体であり、同県の68.4%の自治体がサーミ支援地域に指定されている。フィンマルク県がサーミの中心地であることがわかる。

表1－2 サーミ支援地域（STN）の拡大

	1976年	1984年	1992年	1997年	2005年	2009年
STN地域（基礎自治体）数	5	13	15	20	26	26
フィンマルク県のSTN地域数	5	8	9	10	13	13
カウトケイノ（Kautokeino）	●	●	●	●	●	●
ボルサンゲル（Porsanger）	●	●	●	●	●	●
カラシヨーク（Karasjok）	●	●	●	●	●	●
ターナ（Tana）	●	●	●	●	●	●
ネッセビィ（Nesseby）	●	●	●	●	●	●
クバルスン（Kvalsund）		●	●	●	●	●
レベスピー（Lebesby）		○	○	◎	○	○
ガンヴィク（Gamvik）		○	○	○	◎	●
モゼー（Måsøy）			○	◎	◎	○
アルタ（Alta）				○	◎	○
ルッパ（Loppa）					●	●
ノールカッパ（Nordkapp）					○	○
セル＝ヴァランゲル（Sør-Varanger）					○	○
トロムス県のSTN地域数	0	3	4	7	9	9
スコーランド（Skånland）		○	○	○	●	●
ラパンゲン（Lavangen）		○	○	○	●	●
コーフィヨルド（Kåfjord）		○	○	●	●	●
クヴァナンゲン（Kvænangen）			●	●	●	●
トロムソ（Tromsø）				○	○	○
グラタンゲン（Gratangen）				○	◎	●
ストーフィヨルド（Storfjord）				●	●	●
セレイサ（Sørreisa）					○	○
リンゲン（Lyngen）					●	●
ヌールラン県のSTN地域数	0	2	2	3	4	4
ティスフィヨルド（Tysfjord）		○	○	○	●	●
エーベネス（Evenes）		○	○	○	○	○
ナルヴィク（Narvik）				○	◎	○
ハマレイ（Hamarøy）					○	○

注) 1. STN地域とは、サーミ関連の補助金が支給されるノルウェーの北部地域を指す。

2. ●＝全範囲、○＝部分的、◎＝範囲拡大

3. 2009年現在の各県基礎自治体に占めるSTN地域数の割合

フィンマルク県：68.4%（13／19）、トロムス県：36.0%（9／25）

ヌールラン県：9.1%（4／44）

資料：Statistics Norway（<http://www.ssb.no/>）より作成。

2009年時点でサーミ支援地域として指定された地域の人口推移をみると（表1－3）、1990年以降確実に人口が減少している。1990年から2001年まで社会減が自然増を上回る形で人口が減少し、2002年以降は社会減に自然減が加わるようになった。1990年に45,630人だった人口は、2011年現在37,892人となっている。ノルウェーの総人口に占める割合はもともと1.1%（1990年）しかなかったが、2011年には0.8%まで低下している。

表1-3 サーマ支援地域（STN）人口（1月1日現在）

単位：人、%

年	計	男	女	出生	死亡	自然増	移入	移出	社会増	人口増	増加率	全国	シェア
1990	45,630	23,848	21,782	646	540	106	1,607	1,783	-176	-204	-0.4	4,233,116	1.1
1995	44,663	23,260	21,403	613	523	90	1,539	2,048	-509	-562	-1.3	4,348,410	1.0
2000	41,626	21,614	20,012	511	468	43	1,777	2,195	-418	-339	-0.8	4,478,497	0.9
2001	41,287	21,421	19,866	453	446	7	1,874	1,933	-59	-269	-0.7	4,503,436	0.9
2002	41,018	21,268	19,750	449	474	-25	1,593	1,880	-287	-229	-0.6	4,524,066	0.9
2003	40,789	21,166	19,623	393	451	-58	1,474	1,706	-232	-503	-1.2	4,552,252	0.9
2004	40,286	20,906	19,380	404	458	-54	1,542	1,739	-197	-342	-0.8	4,577,457	0.9
2005	39,944	20,721	19,223	409	415	-6	1,471	1,820	-349	-375	-0.9	4,606,363	0.9
2006	39,569	20,521	19,048	408	421	-13	1,460	1,953	-493	-464	-1.2	4,640,219	0.9
2007	39,105	20,329	18,776	392	459	-67	1,596	1,795	-199	-286	-0.7	4,681,134	0.8
2008	38,819	20,164	18,655	370	405	-35	1,456	1,650	-194	-351	-0.9	4,737,171	0.8
2009	38,468	19,946	18,522	376	431	-55	1,557	1,704	-147	-269	-0.7	4,799,252	0.8
2010	38,199	19,824	18,375	334	428	-94	1,626	1,776	-150	-307	-0.8	4,858,199	0.8
2011	37,892	19,727	18,165	...	...	...	...	...	...	...	...	4,920,305	0.8

注) 1. サーマ支援地域とは、サーミ関連の補助金が支給されるノルウェーの北部地域を指す。ここでの数値は2009年のSTNの範囲をベースにしたものである。

2. 移入、移出はノルウェーのサーミ支援地域以外の地域および海外から／への移動者数である。

3. 人口増加数および増加率は前年と比較した数値である。

資料：Statistics Norway (<http://www.ssb.no/>) より作成。

サーミ支援地域以外も含めたノルウェー北部地域は、表1-4からわかるように、ノルウェーの24.7%の面積を占める一方、人口は7.9%しかいない。ノルウェー北部地域は、いわば人口希薄地（過疎地）としての性格をもっている。人口密度はノルウェー全体が1 km²当たり12.8人であるのに対し、4.1人である。サーミ支援地域は全体でノルウェー北部地域の51.2%の面積を占めているが、人口は9.7%しかいない。そのため、人口密度は0.8人とノルウェー北部全体以上に人口希薄地としての性格が強い。なかでも、フィンマルク県のサーミ支援地域はノルウェー北部地域の40.8%の面積ながら、人口シェアは5.2%で、人口密度が1 km²当たり0.5人とサーミ支援地域全体の半分しかない。サーミの中心地であるフィンマルク県、とくにサーミ支援地域は、人口希薄地としての性格が強い点に特徴がある。

表1-4 北部諸県の面積・人口（2011年）

地域	面積 (km ²)	面積シェア (%)		人口(人)	人口シェア (%)		人口密度 (1 km ² 当)
		対全国	対北部		対全国	対北部	
ノルウェー北部地域	95,071	24.7	100.0	390,711	7.9	100.0	4.1
STN地域	48,639	12.6	51.2	37,892	0.8	9.7	0.8
それ以外	46,432	12.1	48.8	352,819	7.2	90.3	7.6
フィンマルク県	48,669	12.6	51.2	73,417	1.5	18.8	1.5
STN地域	38,743	10.1	40.8	20,233	0.4	5.2	0.5
それ以外	9,926	2.6	10.4	53,184	1.1	13.6	5.4
トロムス県	25,908	6.7	27.3	157,554	3.2	40.3	6.1
STN地域	7,528	2.0	7.9	14,878	0.3	3.8	2.0
それ以外	18,380	4.8	19.3	142,676	2.9	36.5	7.8
ヌールラン県北部	20,494	5.3	21.6	159,740	3.2	40.9	7.8
STN地域	2,368	0.6	2.5	2,781	0.1	0.7	1.2
それ以外	18,126	4.7	19.1	156,959	3.2	40.2	8.7
全国	385,186	100.0	405.2	4,920,305	100.0	1,259.3	12.8

注) STN地域とは、サーミ関連の補助金が支給されるノルウェーの北部地域を指す。

資料：Statistics Norway (<http://www.ssb.no/>) より作成。

だからといって、サーミは人口希薄地やノルウェー北部地域だけに住んでいるわけではない。その実態を正確につかむことはできないが、サーミ議会の選挙区がノルウェー全土にあることから明らかである。5回目のサーミ議会選挙まで13あった選挙区は、2009年の選挙で7選挙区に統合されている。表1-5から選挙区別の有権者数をみると、北部の選挙区に有権者が偏っている。しか

し、オスロを含む南部地域にも2,000人を超えるサーミ議会有権者がいる。南部に属する2選挙区の有権者は2,740人で、有権者総数13,890人の19.7%にあたる。

表1-5 2009年サーミ議会議員選挙有権者数・有効投票数

単位：人、票、%

地域	選挙区	主な自治体	有権者数	有効投票				
				計	投票所 投票者	事前投票	投票率	議員当り 有効投票数
北部	東部 (Østre)	ターナ、ネッセヴィ	2,221	1,731	1,175	556	77.9	281
	アヴォヴァリ (Åvjavári)	カラシヨーク、カウトケイノ	3,560	2,667	1,769	898	74.9	294
	北部 (Nordre)	クバルスン、ルッパ	1,977	1,368	821	547	69.2	226
	ガイシ (Gáisi)	コーフィヨルド、ストーフィヨルド	1,984	1,368	982	386	69.0	224
	ヴェスタヘーヴェズ (Vesthavet)	ラバンゲン、グラタンゲン	1,408	924	529	395	65.6	183
南部	南サーミ (Southern Sami)	ラナ、リンダル	884	559	192	367	63.2	183
	南ノルウェー (South Norway)	オスロ、シーエン	1,856	1,007	293	714	54.3	237

注) 各選挙区の位置については、本報告書第2章の図2-2を参照のこと。

資料：Statistics Norway (<http://www.ssb.no/>) より作成。

一方、ノルウェー議会選挙の有権者をサーミ議会選挙のそれと比較してみると(表1-6)、フィンマルク県・トロムス県・ヌールラン県といったサーミ集住県の有権者であっても、ノルウェー議会選挙の方が圧倒的に多い。前者が11,150人に対し、後者は346,615人である。トロムス県のノルウェー議会選挙有権者の方が、サーミ集住県全体のサーミ議会選挙有権者よりも多くなっている。明らかに、サーミ以外のノルウェー人がサーミ集住県にも数多く居住していることがうかがえる。

表1-6 ノルウェー議会選挙とサーミ議会選挙の比較(2009年)

単位：人、%

議会	地域		有権者数		有効投票			
			実数	構成比	計	投票所 投票者	事前投票	投票率
ノルウェー議会	全国		3,534,619	100.0	2,682,904	2,028,965	653,939	75.9
	集住ミ	フィンマルク県	52,730	1.5	37,097	25,732	11,365	70.4
		トロムス県	115,825	3.3	84,216	64,042	20,174	72.7
		ヌールラン県	178,060	5.0	129,703	95,562	34,141	72.8
		小計	346,615	9.8	251,016	185,336	65,680	72.4
	その他		3,188,004	90.2	2,431,888	1,843,629	588,259	76.3
サーミ議会	全国		13,890	100.0	9,624	5,761	3,863	69.3
	サーミ集住県		11,150	80.3	8,058	5,276	2,782	72.3
	その他		2,740	19.7	1,566	485	1,081	57.2

注) サーミ議会選挙のサーミ集住県は7選挙区中3県の自治体が対象となっている5つの選挙区を合わせた数値である。そのため、ヌールラン県南部の数値が除かれている。

資料：Statistics Norway (<http://www.ssb.no/>) より作成。

サーミ支援地域の産業を就業者ベースで見ると(表1-7)、2000年の時点で10%を超える部門は、健康・社会サービス(20.3%)、卸小売業・宿泊・運輸業(13.4%)、農林水産業(11.7%)、公務員・国防(11.7%)、北部他地域で健康・社会サービス(20.2%)、卸小売業・宿泊・運輸業(17.5%)、公務員・国防(10.8%)であった。両地域とも健康・社会サービスと卸小売業・宿泊・運輸業が主で、公務員・国防も無視できない存在だった。サーミ支援地域では、農林水産業も10%を超えていた。しかし、2010年になると、両地域とも、健康・社会サービスと卸小売業・宿泊・運輸業の比重が増大し、公務員・国防のそれが低下している。とくに北部他地域では前二者に特化する傾向が強まっている。サーミ支援地域では、この他に、教育が10.4%と相対的地位を上昇させ、反対に農林水産業が10%を切るようになった。北部他地域でも、教育は9.0%から9.9%に上昇している。いずれの地域でも、福祉・教育と卸小売業・宿泊・運輸業が産業の中心になっている。サーミ支援地域、北部他地域とも福祉や教育の比重は全国(表1-8)を上回っている。

表1-7 産業別就業人口（15歳～74歳）

単位：人、%

地域	産業	実 数				構 成 比			
		2000年	2010年			2000年	2010年		
			計	男	女		計	男	女
S T N 地域	計	18,119	18,245	9,810	8,435	100.0	100.0	100.0	100.0
	農林水産業	2,118	1,766	1,463	303	11.7	9.7	14.9	3.6
	鉱業	1,361	282	252	30	7.5	1.5	2.6	0.4
	製造業	43	969	759	210	0.2	5.3	7.7	2.5
	電気・上下水道・廃棄物処理業	237	279	251	28	1.3	1.5	2.6	0.3
	建設業	1,575	1,470	1,387	83	8.7	8.1	14.1	1.0
	卸小売業・宿泊・運輸業	2,435	3,459	2,151	1,308	13.4	19.0	21.9	15.5
	情報・通信業	1,237	284	176	108	6.8	1.6	1.8	1.3
	金融・保険業	107	83	45	38	0.6	0.5	0.5	0.5
	不動産・技術サポートサービス業	625	1,042	580	462	3.4	5.7	5.9	5.5
	公務員・国防	2,113	1,538	834	704	11.7	8.4	8.5	8.3
	教育	1,737	1,895	621	1,274	9.6	10.4	6.3	15.1
	健康・社会サービス	3,676	4,333	882	3,451	20.3	23.7	9.0	40.9
	他の対個人サービス	695	665	289	376	3.8	3.6	2.9	4.5
	不明	160	180	120	60	0.9	1.0	1.2	0.7
北部 他地域	計	171,058	180,334	94,622	85,712	100.0	100.0	100.0	100.0
	農林水産業	10,279	8,019	6,694	1,325	6.0	4.4	7.1	1.5
	鉱業	14,463	2,329	2,024	305	8.5	1.3	2.1	0.4
	製造業	717	10,767	8,187	2,580	0.4	6.0	8.7	3.0
	電気・上下水道・廃棄物処理業	1,695	2,532	2,072	462	1.0	1.4	2.2	0.5
	建設業	11,704	13,784	12,750	1,034	6.8	7.6	13.5	1.2
	卸小売業・宿泊・運輸業	29,926	41,896	24,744	17,152	17.5	23.2	26.2	20.0
	情報・通信業	14,187	3,367	2,363	1,004	8.3	1.9	2.5	1.2
	金融・保険業	2,676	2,136	1,064	1,072	1.6	1.2	1.1	1.3
	不動産・技術サポートサービス業	10,785	13,817	8,016	5,801	6.3	7.7	8.5	6.8
	公務員・国防	18,391	15,064	8,551	6,513	10.8	8.4	9.0	7.6
	教育	15,436	17,809	6,654	11,155	9.0	9.9	7.0	13.0
	健康・社会サービス	34,478	42,463	8,725	33,738	20.2	23.5	9.2	39.4
	他の対個人サービス	5,253	5,519	2,272	3,247	3.1	3.1	2.4	3.8
	不明	1,068	832	508	324	0.6	0.5	0.5	0.4

注）S T N地域とは、サーミ関連の補助金が支給されるサーミ支援地域を指す。

資料：Statistics Norway (<http://www.ssb.no/>) より作成。

表1-8 産業別就業人口（2011年平均）

単位：1,000人、%

産業	ノルウェー全体		STN地域	北部他地域
	合計	%	%	%
計	2,543	100.0	100.0	100.0
農業、林業、漁業	60	2.4	9.7	4.4
鉱山、掘削	53	2.1	1.5	1.3
工業	237	9.3	5.3	6.0
電気、水道、廃棄物処理	32	1.3	1.5	1.4
建設、設備	190	7.5	8.1	7.6
商品取引、車両修理	349	13.7		
運輸、倉庫	144	5.7	19.0	23.2
ホテル、飲食	67	2.6		
情報、通信	95	3.7	1.6	1.9
金融、保険	51	2.0	0.5	1.2
技術サービス、不動産	154	6.1		
ビジネス関連サービス	97	3.8	5.7	7.7
公的行政、防衛、社会保険	153	6.0	8.4	8.4
教育	211	8.3	10.4	9.9
保健、社会サービス	547	21.5	23.7	23.5
個人向けサービス	102	4.0	3.6	3.1

注）1. STN地域＝サーミ関連の補助金が支給されるノルウェーの北部地域。

2. 計には産業不明を含む。

資料：ノルウェー全体はノルウェー外務省『ノルウェーデータ2012』、STN地域と北部他地域は表1-7より。

かつてサーミ支援地域の特徴であった農林水産業は衰退している。たしかに、いまだに、全国と比べるとサーミ支援地域、北部他地域とも比重は高い。しかし、産業就業者全体に占める比率は低下し、就業者数自体も減少している。当地域の農林水産業はトナカイ畜産業が中心である。その意

味で、今では、サーミといっても、トナカイ飼育で生活を維持している者は少なくなっているといえる。

ちなみに、トナカイ飼育に関係している者の数をみると、全国で表1－9のように、2009年3月31日現在で3,012人しかいない。そのうち、73.3%がフィンマルク県に集中し、なかでも同県のサーミ支援地域に全国の67.3%が集中している。この中には、トナカイ所有者だけでなく、配偶者や子ども、またそれ以外のトナカイ飼育に関係している者（その他）も含まれている。

表1－9 トナカイ飼育に関係している者の数（2009年3月31日現在） 単位：人、%

地域	計		性別		シーダ協同組合（トナカイ飼育組合）の身分			
	実数	構成比	男	女	所有者	配偶者同居者	所有者の子	その他
全国	3,012	100.0	1,563	1,449	554	279	106	2,073
フィンマルク県	2,208	73.3	1,154	1,054	393	194	24	1,597
STN地域	2,028	67.3	1,060	968	375	184	23	1,446
それ以外	180	6.0	94	86	18	10	1	151
トロムス県	198	6.6	102	96	42	14	4	138
STN地域	76	2.5	44	32	19	8	2	47
それ以外	122	4.1	58	64	23	6	2	91
ヌールラン県	196	6.5	103	93	47	22	13	114
北部STN地域	8	0.3	5	3	2	1	2	3
北部それ以外	94	3.1	52	42	25	10	3	56
南部	94	3.1	46	48	20	11	8	55
その他	410	13.6	204	206	72	49	65	224

注）STN地域とは、サーミ関連の補助金が支給されるノルウェーの北部地域を指す。

資料：Statistics Norway (<http://www.ssb.no/>) より作成。

第4節 調査の概要と第1部の構成

以上みてきたように、ノルウェー・サーミは、かつて同化・抑圧を強いられた時代に様々な権利を奪われた。しかし、近年失われた権利を様々な形で復活させてきている。一方、トナカイ飼育を中心とした生活は大きく変わってきている。

それでは、現在、彼らを支える諸機構・諸機関はどのような組織的な活動を行っているのだろうか。この点を把握するため、2012年9月3日～6日に、以下のように、フィンマルク県のカラショークとカウトケイノで各機関への訪問と関係者へのインタビューを行った。

9月3日 カラショーク

サーミ議会：ヘンリクセンさん（コミュニケーションアドバイザー）とヨハンさん（政治家秘書）にインタビュー

芸術学校：エバ校長にインタビュー

サーミ高校：アーネ先生にインタビュー

9月4日 カラショーク

サーミ博物館：グリーさんにインタビュー

9月5日 カウトケイノ

国立サーミ劇場：ホウカーさん（劇団ディレクター）にインタビュー

中学校：エレン校長にインタビュー

保育所：訪問

9月6日 カウトケイノ

サーミ大学：ニルス教授にインタビュー

以下、各機関への訪問とインタビューをもとに、サーミ議会の構成と活動（第2章）、サーミの教育の歴史と現状（第3章）、博物館と劇場を通じたサーミの復権（第4章）について報告していく。

【資料 サーミ関連年表】

	年	国際・共通	ノルウェー	スウェーデン	フィンランド
国民国家の形成以前	1万年前	・約1万年前、氷が溶けてノルウェーの海岸線が現れる（ステーネシェン・リーベク 2005:1） ・最初の漁師がノルウェーに到達（Sjåvik 2008: xxii） ・氷河期が終わり、ドイツ北部の森林（今は平原になっている）から野生のトナカイがスカンジナビア氷河に向かって北上し、それを追ってトナカイ猟師たちがこの地にやってきた（ステーネシェン・リーベク 2005:1）（Lehtola 2004:20）			
	BC8000年頃	・氷河が急速に溶け始め、沿岸地帯全体に定住が進んでいった。アルタ近郊でその時代の遺跡が発掘される。コムサ山地付近にあった集落にちなんでコムサ文化と呼ばれる（ステーネシェン・リーベク 2005:2）			
	1世紀頃から	・ヨーロッパの文献にサーミの祖先と推測されるフェンニ、フィンノイと呼ばれる人々が現れる。サーミは狩猟や交易のため訪れる異郷者と接触していたと推測できる（庄司 2005:63）（Lehtola 2004:22）			
	3,4世紀	・サーミは古代ノルド人（スカンジナビア人）と接触していた（庄司 2005:60）			
	872年		・ハラルド1世が南ノルウェーを統一、ノルウェー王国を建設（Sjåvik 2008: xxii）		
	1000年頃	・1000年頃から、東西からの貿易税の徴収とキリスト教への改宗の圧力を受けるようになった（Solbakk ed. 2006:19）			
	1100年頃		・サーミ税（一種の平和保障税）とサーミ通商が国王の権利となった（石渡 1986:116）		
先住民の国民国家への包摂期	13世紀			・スウェーデンの対サーミ交易や徴税はビルカ人（ビルカル）にゆだねられていたといわれる。ビルカ人は時折、略奪者になった（庄司 2005:63）	
	1251年	・ノルウェーとロシア（ノブゴロド公国）で国境に関する曖昧な協定（Lehtola 2004:22）			
	1293年				・フィンランドはスウェーデン領（東部地方）になる（1809年まで）（櫻井 2004a:196）
	1307年		・ノルウェーの東端のヴァルドーに教会ができる（Hætta 1996:24）		
	1323年	・スウェーデンとノブゴロド公国の間で国境が正確に特定される（Lehtola 2004:22）			
	1326年		・サーミはノルウェーとノブゴロド公国の間の協定により、どちらからも徴税されるようになる（Solbakk ed. 2006:36）		
	1397年	・デンマーク、ノルウェー、スウェーデンはカルマル同盟＝連合国家を形成（アンデション・ヴェイブル 1988:8）			
	1400年頃	・サーミがトナカイ飼育を始める（ハストロプ 1996:56）			
	1500年代		・1500年代までにサーミ地域に17のノルウェー教会が設立される（Solbakk ed. 2006:27）	・スウェーデンのサーミによるトナカイ飼育が広範に普及する（櫻井 2004a:197）	

	年	国際・共通	ノルウェー	スウェーデン	フィンランド
先 住 民 族 の 国 民 家 へ の 包 摂 期	1523年			・スウェーデン王国はカルマル同盟から離脱し、グスタフ・パーサが国王となり、「国民的」統合と宗教改革を進める（百瀬・熊野・村井編 1998:130-3）	
	1526年			・国王パーサは書状の中でサーミをスウェーデン法とサーミの慣習法にしたがって取り扱う旨、定めた（石渡 1986:116）	
	1536年		・ノルウェーはデンマークの支配下におかれ、独立を失う（Sjåvik 2008: xix）		
	16世紀半ば		・デンマークの支配下にあったノルウェーもスウェーデンの動きに刺激され、フィンマルク地域への勢力拡大を始める（庄司 2005:64）	・フィンマルク地域をスウェーデンが直接支配に乗り出す（グスタフ・ヴァーサ1550年頃）（櫻井 2004a:198）	
	1551年			・スウェーデンのグスタフ一世は「すべての使用されていない土地は神、われらそしてスウェーデン国王に属す」と宣言（櫻井 2004a:198）	
	1595年	・スウェーデンとロシアの国境が引かれる（Lehtola 2004:23）			
	1605年			・スウェーデンで制定された税法ではラップランド境界線北部においてはサーミのトナカイ飼育、狩猟、漁業のような経済活動を適法な土地使用形態と認める。納税するサーミはタックス・ラップ、その土地はラップ税地と呼ばれる（櫻井 2004a:199）	
	1613年	・フィンマルクの勢力争いによりデンマーク・ノルウェーが西部沿岸部を支配下におさめ、スウェーデンは内陸部にとどまることになる。ロシアはフィンマルク東部沿岸バラング半島南部にまで及び、17世紀初めにはサーミの地は余すところなく3勢力の支配下におかれることになる。フィンマルクでは二重、三重に徴税される地域もあったといわれる（庄司 2005:64）→デンマーク・スウェーデン間の講和協定（庄司 1995:244）			
	17世紀半ば			・スウェーデンはラップ境界を設け、入植者の進入を制限した。ラップランドはシーダを基盤としてラップ村に分けられそこに住む住民に伝統的生業を営む土地使用の代償をラップ税として納めさせた（庄司 2005:64-5）→1893年土地税廃止により納税はなくなった（櫻井 2004a:199）	
	1670年			・スウェーデンでラップランドに土地登記制度を導入（櫻井 2004a:200）	
	1673年			・スウェーデンのラップランド宣言によりラップランドへのスウェーデン・フィンランド人による入植開始（櫻井 2004a:200） ・宣言以降、納税はサーミ個人に代わり、サーミ村（Lapby）を単位とするようになった（櫻井 2004a:226） ・スウェーデンのカルレ11世が兵役と15年の納税免除でサーミの地への入植を奨励。当時、各国は耕作されない地、サーミの地はすべて王室のものとみなし、やがて農民に納税を条件に農地や牧草地の占有を許し始めた（庄司 2005:64）	

	年	国際・共通	ノルウェー	スウェーデン	フィンランド
先住民族の国国民国家へ の包摂期	1683年			・スウェーデンの森林令により未踏の森林地域が王領地となる。同時に、遊牧民サーミにはスウェーデンまたはデンマーク・ノルウェーのいずれかの市民権を強要する（櫻井 2004a:200）	
	1700年代	・サーミは1700年代からノルウェー、スウェーデン、フィンランドおよびロシアのコラ半島西部におよぶ広範囲の地帯でトナカイの遊牧飼育を行う（櫻井 2004b:878）			
	1751年	・デンマーク・ノルウェーとスウェーデンの北部国境画定。フィンマルクの大部分は前者に帰属（ストロムスタッド条約）。ただし、国境でサーミの生活や移動を妨げないとの追加条項もあった（庄司 2005:66）			
	1760年代			・スウェーデン国王はサーミの土地に対し国王の所有権を宣言（櫻井 2004a:199）	
	1772年			・スウェーデンのサーミの土地の使用許認可権が地方裁判所から郡当局（地方知事）に移譲。これ以後サーミの土地所有権は事実上消滅、同地域は王領地と見なされる（櫻井 2004a:200-1）	
	1789年～ 1810年			・スウェーデンの王領地であるラップランドに入植した農民に土地が配分され、土地を耕作した場合には低額で耕作地の購入が許可された。所有権の要件は耕作、不動産の設置または定住であるとされた（櫻井 2004a:201）	
	1809年		・フィンランドがロシア大公国に併合されて以降ノルウェー政府は安全保障の観点から人口希薄であったサーミの土地へノルウェー人の入植を推進した（櫻井 2003:396）		・フィンランドがスウェーデンからロシア側に割譲（庄司 2005:66）
	1814年	・スウェーデンとノルウェーが同君連合（石渡 1988:19）	・キール条約によりノルウェーはデンマークから独立（森 2009:7）（Sjåvik 2008: xix）		
	1820年代			・スウェーデンでサーミの土地に関する土地登記作業の開始（→1920年に終了）（櫻井 2004a:230）	
	1826年		・ノルウェーとロシアとの間で北海沿岸部の国境が確定（庄司 2005:66）		
先住民族の同化期	1837年		・地方自治体が職員および教師にノルウェー人のみを採用することが法によって可能になり、ノルウェー語の使用が進められることになった＝同化政策の開始（庄司 1995:240）		
	1848年		・サーミ語で教授できる教師を採用するために教員養成カレッジ（トロンデネス・セミナー（1826年設立））をトロムソに移設（Hætta 2008:26）		
	1851年		・サーミ語学校でノルウェー語が機能するように命令される（Lehtola 2004:44）		
	1852年	・ノルウェー・フィンマルクとロシア・フィンランドの国境がロシア側により閉鎖（Lehtola 2004:44） ・ノルウェー、フィンランド間でトナカイ放牧および漁業を目的とした国境間移動が禁止（百瀬・熊野・村井編 1998:425） ・トナカイ放牧で移動生活をしていたトナカイ・サーミに打撃（庄司 2005:66）	・カウトケイノの反逆（ノルウェー商人と行政官が命を落とす）（庄司 1995:238-9）←ノルウェー商人の搾取と地方自治体の課税強化が反逆の原因（Hætta 2008:24-5）		

	年	国際・共通	ノルウェー	スウェーデン	フィンランド
先	1853年		・サーミが無料でトロンデネス・セミナーに参加できるように「ラップ基金」を設立→数年後に制度が変わる(Hætta 2008:26) →1905年トロンデネス・セミナーでサーミ語の使用が禁止される (Lehtola 2004:44)		
	1862年		・ラップ追加条項によりフィンマルクのサーミに土地と水の使用权(所有権でない)を認めた(櫻井 2003:397)		
	1863年		・ノルウェーの未登記の土地はすべて王領地とされる＝無主地として国有化(百瀬・熊野・村井編 1998:425)		
	1864年		・国有地の取得についてノルウェー語話者に優先権を与える法律制定 (Lehtola 2004:44)		
	1867年			・スウェーデンはイエムトランド以北をスカンジナビア山脈に沿って、かつてのラップ境界に代わる農耕境界線を設け、山側と平地側に分割した。山側の国有地はすべてサーミのみが居住し生業を営むことができ、農耕は境界の平地側に限るものとした。現在まで、この農耕境界は行政区域として存続しておりサーミ以外が使用する場合は代償金が徴収され、サーミ行政に使用されてきた(庄司 2005:65)。※境界はスウェーデンのみしか機能しなかった。	
住	1873年		・同化政策への抵抗としてサーミ新聞(Muittalægje)が発刊(～1875年)(Solbakk ed. 2006:74)		
	1883年	・ノルウェーとスウェーデンの間で共同ラップ法(トナカイ放牧のための国境線の通過の自由を保障)制定(櫻井 2004b:884)			
	1886年			・スウェーデンはトナカイ飼育法制定＝トナカイ飼育を営む者のみをサーミとし、彼らにのみ狩猟と漁労の権利を与えた。土地は王領地とされる(庄司 2005:68)(1898年、1928年、1971年、1993年改訂)(櫻井 2004a:201)	
同	1889年	・フィンランドとスウェーデンの間の国境閉鎖(庄司 2005:66)	・学校の授業は多数派の言語＝ノルウェー語で行われることが定められた(1963年まで)(Hætta 2008:26)		
	1894年		・ノルウェーでトナカイ飼育区が国王令により設置される(入植者へのトナカイによる被害の連帯保証が課せられる地域的範囲をきめる)(櫻井 2004b:878)		
	1898年		・学校法によりサーミ地方における学校でのサーミ語の使用を禁止(Lehtola 2004:44)、ノルウェー人教師の採用を奨励(庄司 1991:872) ・サーミ新聞(Nuorttanaste)発刊(Solbakk ed. 2006:74)	・スウェーデンのトナカイ飼育法改定により、シーダ制度崩壊。トナカイ飼育の管理権がすべてのサーミ共同体を管轄する郡によって統括されることになる(櫻井 2004a:202)	
期	1902年		・ノルウェーはフィンマルクにおいて土地を購入する条件としてノルウェー語の読み書き能力を加えた(庄司 2005:68)(Lehtola 2004:44)		
	1903年		・ノルウェーにおける最初のサーミの地域組織がラルセン兄弟により設立(Solbakk ed. 2006:75)		

	年	国際・共通	ノルウェー	スウェーデン	フィンランド
先 住 民 族 同 化 期	1904年		・アンデルス・ラルセンがサーミ語新聞発刊（庄司 1995:239） ・サーミ文化の擁護を訴えた雑誌（Sagai Muittalægje）が ³ 発刊（庄司 1995:240）	・南サーミに初めてのサーミ組織「ラップ中央協会」が結成。サーミ人女性活動家エルサ・ラウラ（Elsa Lauila）が主導（遊牧地への入植者の進入に対し利権の擁護を目的）（庄司 1995:240）（Solbakk ed. 2006:75） ・「ラップ人新聞」（Lapps' Own Newspaper）発行開始→後に「サーミの人々」（The Sámi People）（Solbakk ed. 2006:200）	
	1905年	・スウェーデンとノルウェーの同君連合が解消（石渡 1988:20） ・カールスタッド協定により共同ラップ法の効力が1917年まで継続されることになる（石渡 1988:20）	・サーミ語が教育から完全に姿を消す（従来、学校の授業としてのノルウェー語に対する補助語として使用されていた）（庄司 1995:240）		
	1906年		・1906年以降各地にサーミ組織が生まれる（庄司 1995:241） ・後に民族歌とされる「サーミ民族の歌」の作詞者イサク・サバ（Isak Saba）が国会議員になる（庄司 1995:241）		
	1907年	・新たな協定により別の協定が締結されない限り、1920年まで共同ラップ法の効力が続く ⁴ とされる（石渡 1988:20）			
	1910年		・各地のサーミ組織が参加するサーミ大会開催（庄司 1995:241） ・エルサ・ラウラが初めてのサーミ女性組織・ブルスカンゲンサーミ女性リーグ（Brurskanken Sámi Women's League）を結成（Solbakk ed. 2006:75）		
	1913年		・ノルウェーの土地法により利用価値の最も高い土地がノルウェー人入植者に配分（櫻井 2003:397）		
	1917年		・ノルウェーで初めてのサーミの全国大会（庄司 1991:872）トロンハイムで開催（Solbakk ed. 2006:75）（スウェーデンからも代表を迎え、開会の辞でサーミはみずからを「一つの民族」（byラウラ）として明言）（庄司 1995:241）		・フィンランドがロシアから独立（櫻井 2004a:219）
	1918年			・ラップ中央協会が再結成→1923年解散（Solbakk ed. 2006:76-7） ・スウェーデンでサーミの全国大会開催（庄司 1995:241）。場所はエステルズンド（Solbakk ed. 2006:76）	
	1919年	・移動サーミの牧草地への立ち入りに関する協定が成立（石渡 1988:20）			
	1920年			・9地方組織を含めたサーミの全国組織結成＝入植者とのいさかい、国境による移動の制限などトナカイ飼育に関わる問題、国家のサーミ政策への不満、サーミ語学校の要求などが関心事（庄司 1995:241）	
	1920年代半ば		・サーミ民族運動はめぼしい成果を得られないまま勢いが衰え、サーミ語雑誌も多くが消滅した（庄司 1995:241）	・サーミ民族運動はめぼしい成果を得られないまま勢いが衰え、サーミ語雑誌も多くが消滅した（庄司 1995:241）	
	1928年			・スウェーデンのトナカイ飼育法改定によりトナカイ飼育専業ではない農業を兼業するサーミはラップビー登録から除外されるようになる（櫻井 2004a:202-3）	
	1930年代			・19世紀後半から1930年代まで独善的なサーミ政策（極端な同化政策ではない）により一種の隔離政策が続けられた。不完全な移動形式による遊牧学校も進められた（庄司 1995:240）	

	年	国際・共通	ノルウェー	スウェーデン	フィンランド
先住民族同化期	1932年				・言語学者T.I. Itkonen, Ravilaらがサーミ文化協会 (or ラップ文化協会) を創設 (庄司 1991:865) (Solbakk ed. 2006:208)
	1933年		・ノルウェーでトナカイ飼育区改正 (櫻井 2004b:887)。非サーミの定住者に土地を譲るべきという考え方 (Jentoft, Minde and Nilsen eds. 2003:229)		
	1934年				・サーミ文化協会がSápmelaš発行開始 (1990年頃で年10回) (庄司 1991:890) (Solbakk ed. 2006:208)
	1938年			・1938年以降、サーミの子弟は全寮制の遊牧学校で学ぶことになる (サーミ語、サーミの伝統文化・技術の教育、しかしその比重は小さく、授業もスウェーデン語で行われ、サーミ語は補助的) (庄司 1991:863)	
先住民族運動の展開期	1945年			・サーミ・エトナン (全国サーミランド協会) 結成 (Lehtola 2004:57) (Solbakk ed. 2006:192)	・サーミ同盟結成 (Lehtola 2004:57) (Solbakk ed. 2006:208)
	1947年		・ノルウェー・トナカイ飼育サーミ全国協会設立 (Solbakk ed. 2006:180) ・王の勅令により「学校および教育に関する調停委員会」が結成される (サーミの教育も検討される) (Solbakk ed. 2006:82)		・フィンランド放送会社 (YLE) がサーミのプログラム (ラジオ) を放送開始 (Solbakk ed. 2006:213)
	1948年		・オスロ・サーミ協会結成 (Lehtola 2004:57) (Solbakk ed. 2006:182) ・サーミトナカイ飼育者協会 (Lehtola 2004:58) ・トロムソ教育大学がサーミ語教師の養成を再開 (庄司 1991:864) ・「学校および教育に関する調停委員会」が「サーミの学校および教育の問題」と題するレポートをまとめる (Solbakk ed. 2006:82) ・オスロ大学にサーミ研究のコースがおかれる (Solbakk ed. 2006:91)		
	1950年			・スウェーデン・サーミ協会結成 (Lehtola 2004:58) (Solbakk ed. 2006:201)	
	1952年	・1919年の協定の効力が失われ、カールスタッド協定の効力が復活 (石渡 1988:20)			
	1953年	・フィンランドのサーミ文化協会、スウェーデンのサーミ・エトナンの呼びかけにより、ノルウェー・スウェーデン・フィンランドのサーミ代表による第1回北欧サーミ会議 (於・ヨックモック) (その後、ほぼ3年に一度3国のいずれかを会場にして開催される) (庄司 1991:874)、(1992年からロシアのサーミ代表も参加) (葛野 2007:212) →「1953年がサーミの現代史の画期 (milestone)」(Lehtola 2004:60)	・フィンマルク県行政府がサーミ評議会を設置 (Solbakk ed. 2006:160)	・サーミ語ラジオ放送開始 (Solbakk ed. 2006:199)	
	1956年	・北欧サーミ評議会 (北欧サーミ会議で選出された評議員から構成) 設立 (Lehtola 2004:60) (庄司 2005:70)。サーミ会議の常設の事務局という性格 (庄司 1995:241)。フィンランド・ウツヨキに常設の事務局をおく (葛野 2007:214)	・カラショークサーミ協会結成 (Lehtola 2004:58) ・教会・教育省がサーミ問題を調査するための委員会設置 →1959年同化政策を完全に廃止する提言を盛り込んだ報告書提出 (Solbakk ed. 2006:84)		
	1957年	・ILO第107号条約 (「独立国における土民ならびに他の種族民および半種族民の保護および同化に関する条約」) 制定 (櫻井 1999:49) <27か国批准うち9か国169号条約批准により自動的に廃棄、1か国廃棄、北欧諸国はすべて未批准: ILOのサイトより>			

	年	国際・共通	ノルウェー	スウェーデン	フィンランド
先 住 民 族 運 動 の 展 開 期	1958年		・カウトケイノに職業学校ができる→1976年にサーミ高校(カウトケイノ・アッパー・セカンダリースクール)になる (Solbakk ed. 2006:87)		
	1959年		・教会・教育省におかれた調査委員会が同化政策の完全廃止を盛り込んだ報告書提出 (Solbakk ed. 2006:87) ・小学校に関する教育法でサーミ語が学校での教授言語として認められる (Lehtola 2004:60) (Solbakk ed. 2006:85)		・サーミ同盟がイナリに博物館とキリスト教民衆高校を開設 (Solbakk ed. 2006:208-9) ・ウツヨキサーミ会結成 (Lehtola 2004:58)
	1962年		・ノルウェー国会にサーミ問題調査委員会報告書提出 (Solbakk ed. 2006:84)		
	1963年		・カウトケイノサーミ協会結成 (Lehtola 2004:58)	・スウェーデン・サーミ若者協会結成 (Solbakk ed. 2006:203)	
	1964年		・サーミ問題の諮問機関として政府によりノルウェーサーミ評議会発足 (Solbakk ed. 2006:161, Jentoft, Minde and Nilsen eds. 2003:78) (ステーネシェン・リーベク 2005:178)		
	1966年			・イエムトランドの「税山地」と呼ばれる山岳地帯の土地権原および共同所有権の確認を求めて150～200人のサーミが国を提訴 (櫻井 2004a:204)	
	1967年		・ノルウェーでサーミ語の基礎教育への導入 (庄司 2005:72) (小学校でサーミ語を第一言語として選択することが可能になる) (村井 2008:63) (Hirvonen 2004:34)。カラショークとカウトケイノの小学校で初心者およびノルウェー人に対する外国語としてのサーミ語プログラムが導入される (Solbakk ed. 2006:87)		
	1968年		・ノルウェーのAltevatni湖の電源開発により国境を越えたトナカイ飼育と漁業ができなくなったスウェーデンサーミの損害賠償請求をノルウェー最高裁が認める判決 (櫻井 2004a:231) ・Brekken判決も同様な結論を出す。この2つの判決がサーミの権利の発展についての分岐点とされる (櫻井 2004b:880) ・オスロ・サーミ協会と4つのフィンマルク地方サーミ協会が合併しノルウェー・サーミ協会結成 (Solbakk ed. 2006:182) =サーミにとっての画期 (Lehtola 2004:70) →しかし、統一組織の下へのサーミの人々の包摂は失敗した (ステーネシェン・リーベク 2005:178)		
	1969年	・初めての「北方圏における異文化教育会議」(International Conference on Cross-cultural Education in the North) が開かれる (Todal 2003:189)	・カラショークにサーミ語によるシックススフォーム (高校) が設立される→のちにサーミ高校 (カラショーク・アッパー・セカンダリースクール) (Solbakk ed. 2006:87)		
	1971年	・サーミ会議がサーミ文化政策綱領制定 (庄司 2005:70) ・国際連合人権委員会の下部組織である少数者の差別防止および保護に関する国連人権小委員会が先住民族差別に関する調査を勧告し、ホセ・マルチネス・コーボを特別担当官として任命 (Daes 1996:51)		・スウェーデンのトナカイ飼育法改定により、トナカイ所有者だけが「サーミ」と分類されることになる (櫻井 2004a:203)	
	1972年	・先住民族差別に関する調査開始 (Department of Economic and Social Affairs 2009:2)			

	年	国際・共通	ノルウェー	スウェーデン	フィンランド
先 住 民 族 運 動 の 展 開 期	1973年	・コペンハーゲンで北方民族会議 (Arctic Peoples Conference) をグリーンランド、北カナダの先住民とサーミが開催 (先住少数民族の土地や水に対する権利や生存権を表明) → 世界先住民族評議会結成を決定 (庄司 1991:877) = 先住民の国際活動の始まりとされる (Jentoft, Minde and Nilsen eds. 2003:25) ・北欧サーミ研究所設立 (Solbakk ed. 2006:241)	・北欧評議会の財政支援をうけ、ノルウェーのカウトケイノに北欧サーミ研究所設立 (庄司 2005:70) (Lehtola 2004:70)		・フィンランド政府がサーミ議会の創設を表明 (Lehtola 2004:70)
	1974年	・北方サーミ協会結成 (研究を通じてサーミの言語、文化、社会、コミュニティ生活を強化し発展させることが目的) (村井 2008:67)	・アルタ教員養成カレッジ設立→1989年にサーミ大学へ移管 (Solbakk ed. 2006:93)		・フィンランドで4年ごとに選出されるサーミ議会発足 (庄司 2005:71) (1973年大統領命令にもとづいて設置、20人の議員で構成 (櫻井 2004a:221))
	1975年	・グリーンランドとカナダのイヌイットとサーミが世界先住民族評議会 (WCIP) を組織 (後に国連の先住民作業部会への諮問資格をもつ) (葛野 2007:214) → 現在は活動していない (Solbakk ed. 2006:78)。1993年の会議が最後 (Solbakk ed. 2006:248-9)。中心はグリーンランドのイヌイットとサーミ (Jentoft, Minde and Nilsen eds. 2003:25)	・カウトケイノに教育省への諮問委員会としてサーミ教育評議会設立 (Solbakk ed. 2006:87) ・サーミ居住地域のビジネスと諸活動を促進するためにサーミ開発基金開設。農業省の予算→1980年から地方省およびサーミ評議会→1989年からサーミ議会の予算 (Solbakk ed. 2006:161)		
	1976年	・世界先住民族評議会に北欧サーミ評議会として正式に加盟 (庄司 1991:877)	・NRK (Norwegian Broadcasting Corporation) サーミラジオ設立 (Solbakk ed. 2006:129) ・トナカイ飼育協定締結 (Solbakk ed. 2006:153)		
	1977年		・アルタダム建設反対運動団体結成 (櫻井 2003:417)		
	1978年		・ノルウェーのトナカイ飼育法はトナカイ放牧を目的とする土地の使用権を認める (櫻井 2003:397-8) ・ノルウェーのアルタダム建設計画がノルウェー議会で承認 (櫻井 2003:398)		
	1979年	・北サーミ語統一正書法が決定される (庄司 1995:242) (吉田 2002:5)	・ノルウェーでエネルギー環境庁によるダム建設許可が認められる (櫻井 2003:398) ・ノルウェー政府のアルタダム建設に抗議して7人のサーミ青年がオスロの国会議事堂前に遊牧用テントを立てハリスト (葛野 2007:217) ・Sámi Aigi紙発行開始 (カラシヨークで週2回) (庄司 1991:890) ・サーミ劇場設立 (Solbakk ed. 2006:124-5)		
	1980年		・ノルウェー政府がアルタ事件係争中にサーミの権利調査委員会設置 (葛野 2007:217) (大西 2007:131)。政府がサーミ権利委員会にサーミの土地や水に関する権利について議論し必要な結論を出すよう命じる (Solbakk ed. 2006:166) ・ノルウェー国王の王令によりサーミ文化委員会が設立 (大西 2007:131) (Solbakk ed. 2006:164)	・国会決議によりサーミ学校用の独立した行政局が設置される (吉村 1993:52)	
	1981年	・サーミ政治プログラムの採択 (サーミ評議会) (葛野 2007:212)		・「税山地」に関する最高裁判決 (サーミの土地所有権は否定されたが、「超記憶的時効に基づいて土地所有権を取得する可能性を認めた」) (櫻井 2004a:204) ・サーミ学校設置 (Solbakk ed. 2006:198)	・「子どもの保育に関する法律」の改正によりサーミ語を母語科目とすることができるようになる (吉田 2001:74)

	年	国際・共通	ノルウェー	スウェーデン	フィンランド
先 住 民 族 運 動 の 展 開 期	1982年	・国連の人権小委員会から要請されたホセ・マルチネス・コーボが世界の先住民が置かれた状況にかんする報告書「先住民に対する差別問題の研究」提出（葛野 2007:223）（Daes 1996:52）（Department of Economic and Social Affairs 2009:2） ・これにもとづいて、国連の経済社会理事会（ECOSOC）が国際連合先住民作業部会（WGIP）を立ち上げ（Department of Economic and Social Affairs 2009:2）（櫻井 1999:66）（Daes 1996:52）	・アルタダム建設地に集まったサーミ・国内外の人権保護団体・環境保護団体の関係者たちをノルウェー政府が実力排除（「サーミ人の歴史で最も寒さの厳しかった日」「ノルウェーの歴史が最も冷え込んだ日」）（葛野 2007:217）		
	1983年	・国際連合先住民作業部会に先住民の代表が参加することを決定（Department of Economic and Social Affairs 2009:2） ・北欧3国のラジオ局共同で一般向けサーミ語通信講座Davvin開始（庄司 1991:890） ・「北欧の若者」が設立される（Solbakk ed. 2006:239）			・「基礎学校法」「高校法」の改正によりサーミ語を母語科目にすることができるようになる（吉田 2001:74）
	1984年		・ノルウェーでサーミの権利調査委員会が報告書提出（1.サーミ議会の設置、2.サーミの文化・言語・社会の存続・発展を保証するための立法措置を求める）（葛野 2007:218）（Solbakk ed. 2006:166）		・新初等学校令により、サーミ地域ではサーミ語児童には県の認める特例以外、サーミ語によっても授業を行うことが義務づけられた（庄司 1991:896）
	1985年	・国際連合先住民作業部会は先住民族の権利宣言の草案策定の取り組み開始（櫻井 1999:66） ・国連が作業部会の会議に先住民が幅広く参加できるように「先住民のための自発的基金」を設ける（Department of Economic and Social Affairs 2009:2） ・北欧3国のラジオ局共同でサーミ向けの講座Sámás開始（庄司 1991:890）	・ノルウェーで1985年の法律の制定によりサーミの教授方法とサーミ語で教える道が開かれる（村井 2008:63）		
	1986年	・民族旗、民族歌の制定（サーミ評議会）、のちに民族記念日（2月6日）制定（庄司 2005:71） ・サーミ環境プログラムの採択（サーミ評議会）、サーミ政治綱領制定（サーミ会議）（庄司 2005:70） ・サーミ語の総合雑誌Sápmi発行開始→1990年時点で中断（庄司 1991:891）		・チェルノブイリ事故で死の灰がスウェーデン領ラップランドに降る→サーミ環境プログラム（葛野 2007:222）	
先 住 民 族 の 復 権 期	1987年		・ノルウェーで「サーミ議会およびサーミの諸権利に関する法律」（サーミ法）成立。サーミが先住民として事実上認められる→ノルウェーはノルウェー人とサーミの領域から構成されるとした（庄司 2005:72） ・ノルウェーで「サーミ語法」成立。サーミ議会の設立とサーミ語・ノルウェー語の同等な地位の確認（村井 2008:62）		
	1988年	・サーミ婦人協会結成（於・キルナ）（Solbakk ed. 2006:237）	・ノルウェーで王国基本法（憲法）に「サーミの民族集団がその言語、文化、生活様式を維持・発展させることができるよう諸権利に関する条件を整えることを国家機関の責務とする」という条文（第110条のa）を追加（葛野 2007:218）		
	1989年	・ILO第169号条約成立（「独立国における先住民族および種族民に関する条約」）（櫻井 2003:391） ・サーミ教育・学校政治プログラムの採択（サーミ評議会）（葛野 2007:212）	・ノルウェーでサーミ議会発足（庄司 2005:71） ・ノルウェーのグオヴァダグアイズヌ（注・カウトケイノのこと）にサーミ大学（サーミ・ユニバーシティ・カレッジ）創設（村井 2008:80）（Solbakk ed. 2006:93）		

	年	国際・共通	ノルウェー	スウェーデン	フィンランド
先 住 民 族 の 復 権 期	1990年		・ノルウェーでサーミ語の公用語化に関する法律制定（庄司 2005:72）＝「サーミ語法」の改訂。スカンジナビアにおけるサーミ語の行政地域（カラショーク、カウトケイノ、ネッセビー、ボルサンデル、ターナ、ケフィヨルドが含まれる）に適用（村井 2008:62） ・ノルウェーがILO第169号条約批准（最初の批准国、1990年6月19日）（櫻井 2004b:874） ・トロムソ大学がサーミ研究センターを設置（Solbakk ed. 2006:92）		
	1991年				・フィンランドでサーミ言語法制定（庄司 2005:72）（「公的機関におけるサーミ語の使用に関する法律」）（1992年1月1日施行）。「サーミ母国地域」（ソダンキョラ自治体内のラップランド・トナカイ家畜法地域、エノンテキオ、イナリ、ウツヨキ自治体を含む）に適用→「教育法」は4つの自治体で学校言語として導入が保証される。中学校では選択科目（村井 2008:65） ・フィンランドのラップランドにサーミ語による別のラジオ局開設（村井 2008:65） ・サーミ語の放送が独立した周波数を獲得（庄司 1991:890） ・サーミ議会の権限が改正された憲法で確認された（櫻井 2004a:221-2） ・フィンランドサーミ若者協会発足（Solbakk ed. 2006:219）
	1992年	・北欧サーミ評議会がサーミ評議会に改称（庄司 2005:70） ・サーミ評議会にロシア・サーミが加盟（村井 2008:72） ・サーミリプロダクティブライツ協会結成（Solbakk ed. 2006:240）	・ノルウェーは地域的または少数者言語のためのヨーロッパ憲章を批准（櫻井 2003:419） ・ノルウェーでサーミ語の公用語化に関する法律が発効＝サーミ語の公的な使用に関する飛躍の年（マッガ 2001:205）	・スウェーデンでサーミ議会設置法成立（櫻井 2004a:215）→1993年議会発足→2005年キルナに議会ハウスを立てること決定→2007年建設計画始まる→2009年公式オープン（Hætta 2008:78）	・フィンランドでサーミ言語法発効＝サーミ語の公的な使用に関する飛躍の年（マッガ 2001:205）
	1993年	・「世界の先住民の国際年」（葛野 2007:223）（Daes 1996:54） ・国際連合先住民作業部会による先住民の権利宣言の草案策定が仕上がり、少数者の差別防止および保護に関する国連人権小委員会に提出（櫻井 1999:73）		・スウェーデンでサーミ議会発足（庄司 2005:71）（Solbakk ed. 2006:193） ・スウェーデンのトナカイ飼育法改定により伝統的サーミ狩猟地において狩猟漁業権がすべてスウェーデン市民に開放される（櫻井 2004a:203）	
	1994年	・国連人権小委員会で先住民の権利宣言草案が承認される（櫻井 1999:73）	・ノルウェーのリレハンメル・オリンピックの開会式でサーミのアーティスト・ヴァルケアパーがヨイクを披露（葛野 2007:224）	・スウェーデンがEU加盟。その際、サーミに関する第三議定書（「EC条約規定にかかわらず、サーミの伝統的地域内のトナカイ飼育の排他的権利はサーミ人民に付与する」（1条））をEUと締結する（櫻井 2004a:197）	・フィンランドがEU加盟。その際、サーミに関する第三議定書（「EC条約規定にかかわらず、サーミの伝統的地域内のトナカイ飼育の排他的権利はサーミ人民に付与する」（1条））をEUと締結する（櫻井 2004a:197）
	1995年	・国連人権委員会が先住民の権利宣言草案の微調整のために作業部会を立ち上げる（Department of Economic and Social Affairs 2009:3） ・第一次「世界の先住民の国際の10年」始まる（～2004年）（Department of Economic and Social Affairs 2009:3）	・ノルウェーの「デイ・ケア・センター法」（センターでサーミの子どもたちにサーミ語とサーミ文化を提供する規定）（村井 2008:62）		・フィンランドで憲法の部分改正によりサーミが先住民として認められる（吉田 2001:80）
	1996年			・ユネスコがスウェーデン北部のサーミ地域を複合遺産として世界遺産に登録（葛野 2007:219）	・フィンランドでサーミ議会がサーミ集団の自治の中心的組織として衣替え（櫻井 2004a:222） ・3つのサーミ語（北、スコルト、イナリ）に同等な価値があるとされる（Solbakk ed. 2006:212） ・フィンランドサーミ協会設立（Solbakk ed. 2006:219）

	年	国際・共通	ノルウェー	スウェーデン	フィンランド
先 住 民 族 の 復 権 期	1997年	・2月にサーミ議会とサーミ評議会は合弁北欧サーミ語会議の設立決定（於・トロンハイム）（村井 2008:67） ・サーミ女性フォーラムがノルウェーで登録される（Solbakk ed. 2006:238）	・サーミの権利調査委員会が報告書『サーミ文化の自然的基盤』提出→2005年フィンマルク法（大西 2007:131） ・ノルウェーのサーミ議会有権者の定義に「現在または過去に有権者として登録された者の子ども」が追加（櫻井 2003:418） ・ノルウェー人とサーミ用の2つのナショナル・カリキュラムが初めて導入される（Todal 2003:185）	・政府は委員会を9月に設置し、ILO第169号条約批准の可能性を諮問（櫻井 2004a:216）	
	1998年	・サーミ議会評議会の代表者会議でサーミ語会議がサーミ議会評議会の下で仕事することを決定（村井 2008:62）			・フィンランド教育省を通じてEUから資金が投じられ、イナリにサーミ博物館と北ラップランド自然センターを兼ねたシードが完成（葛野 2007:228） ・フィンランドサーミ中央協会結成（Lehtola 2004:58）
	1999年		・サーミ教育評議会が宗教および教育省からサーミ議会へ移管される（Solbakk ed. 2006:88-9）	・スウェーデンでサーミ語の公用語化の法律（庄司 2005:72）（マッガ 2001:205）（立法府法令）制定（「官庁および裁判所の扱いにおけるサーミ語使用権に関する法」（櫻井 2004a:215））→2000年4月1日から実施有効（村井 2008:64） ・委員会は3月にILO169号条約を5年以内に批准するよう勧告（櫻井 2004a:216-7）	
	2000年	・国際連合経済社会理事会（ECOSOC）が先住問題常設フォーラムを立ち上げ（Department of Economic and Social Affairs 2009:3）→2002年第1回会合（Solbakk ed. 2006:250） ・サーミ議会連盟（ノルウェーとフィンランドの議会が正式メンバー→2002年にスウェーデンの議会も正式参加）（Solbakk ed. 2006:243）	・サーミ教育の権限がサーミ議会へ移管される（Todal 2003:185）		・フィンランドで新サーミ言語法制定（葛野 2007:228）
	2001年	・国連人権委員会が先住民族の状況把握のために特別担当官制度を設け、メキシコの人類学者Rodolfo Stavenhagenを初代特別担当官とする（Department of Economic and Social Affairs 2009:4） ・ノルウェーとスウェーデンの国営放送がサーミ語による10分間のニュース番組のテレビ放送を開始（Solbakk ed. 2006:131） ・北欧政府サーミ機構設立（Solbakk ed. 2006:245）	・最高裁判決で「超記憶的使用」にもとづく権利取得の考えによりサーミの土地所有権を承認する判断が出る（櫻井 2004a:225）		
	2003年		・2003年のサーミ民族記念日に、サーミ民族旗が初めてノルウェー政府庁舎に掲揚される（駐日ノルウェー大使館サイト）。 ・地方自治体の庁舎に掲揚する旗についての法律が改正され、サーミ民族旗も掲揚できることになる（駐日ノルウェー大使館サイト）。		
	2004年		・政府がサーミとKvensへの補償を国会の見舞金制度で実施する提案を盛り込んだ報告書提出（駐日ノルウェー大使館サイト） ・政府はサーミ関連の特別対策として5億4200万ノルウェークローネの予算措置をとる。このうち2700万ノルウェークローネはサーミ議会が管理することになっている（駐日ノルウェー大使館サイト）		
	2005年	・第二次「世界の先住民の国際の10年」始まる（～2014年）（Department of Economic and Social Affairs 2009:3）	・フィンマルク法（フィンマルク県の土地と水の管理についての法律）制定（大西 2007:129）		

	年	国際・共通	ノルウェー	スウェーデン	フィンランド
先 住 民 族 の 復 権 期	2006年	・ 6月29日に「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が国際連合人権理事会（人権委員会の後継組織）の47理事国のうち賛成30、反対2で採択され、棄権12と欠席3があった（苑原 2007:83）。反対は、カナダとロシア（清水 2008:343）			
	2007年	・ 国連総会で9月13日に「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択される（Department of Economic and Social Affairs 2009:3）。 ・ 国際連合先住民作業部会（WGIP）が廃止され、先住民族の権利に関する専門家助言機関（5人の専門家により構成）に置き換えられた（Department of Economic and Social Affairs 2009:3）			
	2010年	・ 国連総会は国連宣言の目標達成に関して、2014年に「先住民族に関する世界会議」を開催することを決定（苑原 2012:17）			

注

- 1) 駐日ノルウェー王国大使館のホームページより。
- 2) 一人当たりGDPのデータは、International Monetary Fundのホームページより取得した。
- 3) 本節の記述は、本章末尾のサーミ関連年表にもとづいている。事実に関する出典等の詳細については、年表を参照されたい。
- 4) 「税山地」(Taxed mountains regions) とは、ノルウェー国境に近いスウェーデン・イエムトランドに位置する山岳地帯で、同地のサーミ村スカッテフィエルの150～200人のサーミが土地権原および共同所有権の確認を求めて、1966年に国を相手どって提訴した裁判の最高裁判決が1981年に出された。その判決で、最高裁は「超記憶的時効」にもとづいて土地所有権を取得する可能性を認めた。「超記憶的時効」とは、1734年のスウェーデン土地法に規定された、「祖先または本人がどのようにだれからその権利を取得したのかだれも記憶がない」ほど長期間占有していた時に発生する「超記憶的権利」の考え方を引き継いだものである（櫻井 2004a: 204-14）。
- 5) フィンマルク法にもとづいて、土地所有権を扱う新たな機関としてフィンマルク不動産公社（Finnmark Estate Board）が設立された。この公社は6人のメンバーによって構成され、サーミ議会とフィンマルク県からそれぞれ3人ずつ選出されている（Stidsen 2006: 41）。

参考文献

- I. アンデション・J. ヴェイブル（潮見憲三郎訳），1988, 『スウェーデンの歴史』 文真堂.
- Daes, E-I., 1996, “The United Nations and Indigenous Peoples from 1969 to 1994” in Brantenberg T., Hansen J. and Minde H. eds., *Becoming visible : indigenous politics and self-government : proceedings of the Conference on Indigenous Politics and Self-Government in Tromsø, 8-10 November, 1993* (2nd ed.) (Tromsø: University of Tromsø Sámi Dutkamiid Guovdás - Centre for Sámi Studies), 51-55.
- Department of Economic and Social Affairs, Division for Social Policy and Development, Secretariat of the Permanent Forum on Indigenous Issues, 2009, *State of the world's indigenous peoples* (United

- Nations).
- K. ハストロフ (菅原邦城・新谷俊裕訳), 1996, 『北欧社会の基層と構造 1 北欧の世界観』 東海大学出版会.
- Hætta, O. M., 1996, *The Sami: an indigenous people of the arctic* (Davvi Girji OS).
- , 2008, *The Sami: an arctic indigenous people* (2nd. ed.) (Davvi Girji OS).
- Hirvonen, V., 2004, *Sámi Culture and the School* (Karasjok, Norway: CállidLágádus).
- 石渡利康, 1986, 『北欧の少数民族社会——その法的地位の研究』 高文堂出版.
- , 1988, 『サーメ権の法的構造』 高文堂出版.
- Jentoft, S., Minde, H. and Nilsen, R. eds., 2003, *Indigenous peoples : resource management and global rights* (Delft: Eburon).
- 葛野浩昭, 2007, 「ローカルかつグローバルな資源へ、過去遡及かつ未来志向の資源へ——北欧の先住民族サーミ人による文化の管理と表現の試み」『資源化する文化』 弘文堂, 209-36.
- Lehtola, V-P. translated by Müller-Wille, L. W., 2004, *The Sami People: traditions in transition* (University of Alaska Press).
- O.H.マツガ, 2001, 「サーミ語」 A.カーカー、S.リンドグレン、B.レーラン編 (山下泰文・森信嘉・福井信子・吉田欣吾訳)『北欧のことば』 東海大学出版会, 174-206.
- 百瀬宏・熊野聰・村井誠人編, 1998, 『北欧史』 山川出版社.
- 森信嘉, 2009, 「ノルウェーにおける言語状況と言語政策・言語教育政策」 富盛伸夫編『拡大EU諸国における外国語教育政策とその実効性に関する総合的研究』(平成18～20年度科学研究費補助金(基盤研究B) 報告書), 4-29.
- 村井泰廣, 2008, 「翻訳 サーミ先住民の地域的特色」『環太平洋・アイヌ文化研究』 6, 57-82.
- 大西富士夫, 2007, 「フィンマルク法における自然共生」 日本大学国際関係学部国際関係研究所『国際関係研究』 27(4), 127-39.
- Rasmussen, T. and Nolan, J. S., 2011, “Reclaiming Sami languages: indigenous language emancipation from East to West”, *International Journal of the Sociology of Language*, 209, 35-55.
- 櫻井利江, 1999, 「国際法における先住民族の権利(1)先住民族の土地の権利をめぐって」『九州国際大学法学論集』 第5巻第2・3合併号, 45-87.
- , 2003, 「北欧諸国における先住民族の権利(1)土地および天然資源に関するサーミの権利の発展をめぐって」『同志社法学』 55(2), 389-422.
- , 2004a, 「北欧諸国における先住民族の権利(2)土地および天然資源に関するサーミの権利の発展をめぐって」『同志社法学』 56(2), 195-243.
- , 2004b, 「先住民族の権利に関するノルウェー最高裁判例」『同志社法学』 56(4), 873-937.
- 清水昭俊, 2008, 「先住民、植民地支配、脱植民地化」『国立民族学博物館調査報告』 32(3), 307-503.
- Sjåvik, J., 2008, *Historical Dictionary of Norway* (Lanham, Maryland: Scarecrow Press).
- Solbakk, J. T. ed., 2006, *The Sámi People- A Handbook* (Davvi Girji OS).
- 苑原俊明, 2007, 「先住民族の権利」『国立民族学博物館研究報告』 32(1), 63-85.
- , 2012, 「先住民族の権利保障に関わる国連メカニズムについて」『大東文化大学法学研究所報』 第32号, 13-8.

- Statistics Norway, 2010, *Sami Statistics 2010* (Oslo: Statistisk sentralbyrå・Statistics Norway).
- Ø.ステーション・I.リーベク (小森宏美・岡沢憲芙訳), 2005, 『ノルウェーの歴史: 氷河期から今日まで』早稲田大学出版部.
- Stidsen, S. ed., 2006, *The Indigenous World 2006* (Copenhagen: IWGIA).
- 庄司博史, 1991, 「サーミ民族運動における言語復権の試み」『国立民族学博物館研究報告』15巻3号, 847-910.
- , 1995, 「民族としてのサーミ人の誕生 北欧の近代国家建設のなかで」川田順造編『ヨーロッパの基層文化』岩波書店, 229-45.
- , 2005, 「サーミ——先住民権をもとめて」原聖・庄司博史編『講座 世界の先住民族 ファースト・ピープルズの現在06 ヨーロッパ』明石書店, 58-75.
- 武田龍夫, 1995, 『北欧: その素顔との対話』中央公論社.
- Todal, J., 2003, “The Sámi School System in Norway and International Cooperation”, *Comparative Education*, Vol. 39 Issue 2, 185-92.
- 吉田欣吾, 2001, 「フィンランドにおける言語的少数派と言語権保障」『東海大学紀要・文学部』第75輯, 67-86.
- , 2002, 「北サーミ語の言語計画」東海大学文明研究所社会科学部門『行動科学研究』Vol.54, 1-14.
- 吉村博明, 1993, 「サーミ関連立法——フィンランドを中心に」『外国の立法』32(2・3), 39-59.

インターネット資料

駐日ノルウェー王国大使館のホームページ

<http://www.norway.or.jp/>

International Monetary Fundのホームページ

<http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2011/02/weodata/index.aspx>

Statistics Norwayのホームページ

<http://www.ssb.no/>

(小内 透)